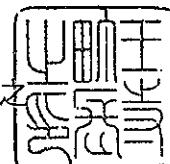




王政第164号
令和6年5月7日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 福岡 憲宏 様

王寺町長 平井 康



令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第1期分）の納入について

令和6年4月25日付香王環第33号で請求のあった令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第1期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、奈良地方裁判所にて係争中の令和5年（行ウ）第1号債務不存在確認請求事件で主張しているとおり、内容及び手続が違法・無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金については、そもそも公共下水道の設置は香芝・王寺環境施設組合規約第3条の共同処理する事務に含まれておらず、令和4年10月31日付で香芝・王寺環境施設組合と香芝市との間で締結された覚書が下水道法の規定に違反し無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

さらに、③運搬車両借上料については、貴組合と協議中であり、必要性を含め金額が確定していない状況である。

このことから、令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第1期分）として、①地元対策関連事業費償還金584,232円、②下水道新設工事負担金26,400円及び③運搬車両借上料71,000円を除く④分担金45,665,600円のみを納入する。